

令和5年10月4日  
事務連絡

都道府県・政令市住宅担当課 御中

国土交通省住宅局  
住宅総合整備課  
参事官（建築企画担当）付

### 建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度について

平素より住宅行政へご協力賜り感謝申し上げます。

令和4年6月に公布された、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により、令和6年4月から新たな建築物の省エネ性能表示制度（概要は別添1）が施行され、建築物の販売・賃貸を行う事業者は、その販売・賃貸を行う建築物についてエネルギー消費性能を表示するよう努めなければならないこととなります。

国土交通省では、新たな建築物の省エネ性能表示制度の施行に当たり、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年9月25日国土交通省告示第970号。以下「告示」という。）（別添2）を公布するとともに、表示内容の解説、表示に当たっての注意事項等を整理した「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）

（別添3）を公表しています。告示及びガイドラインでは、新築建築物の販売・賃貸の際には、広告などに告示に基づくラベルを用いて建築物のエネルギー消費性能を表示することを求めています。

地方公共団体が管理する公営住宅等及び地方住宅供給公社が賃貸・分譲を行う住宅についても、省エネ住宅性能表示制度が適用されるため、賃貸・分譲の際に適切に建築物のエネルギー消費性能が表示されるよう、下記の対応をお願いいたします。

また、貴管内の市町村（指定都市を除く。）及び地方住宅供給公社を設立している地方公共団体におかれては、当該地方住宅供給公社に対して、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 公営住宅等及び公社住宅における対応

新築（建替えを含む。）の公営住宅等及び公社住宅を賃貸・分譲する場合（管理代行制度等により地方住宅供給公社等が入居者募集等の事務を実施している場合を含む）には、告示に基づくラベルを用いてエネルギー消費性能の表示に努めていただきますようお願いいたします。表示に当たっては、

- ・ 入居者及び購入者（以下「入居者等」という。）を募集するパンフレットやホームページにラベルを表示する
- ・ 複数住棟の入居者募集や住戸を特定せずに入居者等の募集を行う場合などは、入居者等を募集するパンフレット等に住棟単位のラベルや代表的な住戸のラベルを表示する

などが考えられるところであり、告示及びガイドラインを参照して、適切な表示が確保されるよう対応をお願いいたします。ラベルの具体的な取得方法については、後日、国土交通省において公表いたします。

なお、告示及びガイドラインでは、施行日前に建築確認申請等が行われた建築物（以下「既存建築物」という。）については、必ずしも告示に基づくラベルによる表示を求めないこととしております。一方、既存建築物であっても建築時に省エネ性能を評価している場合は、告示に基づく表示を行うことが望ましいことから、可能な限り表示に努めていただくようお願いいたします。特に、令和3年4月以降は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第19条に基づく届出義務（300㎡以上の住宅が対象）及び第27条に基づく評価・説明義務（300㎡未満の小規模建築物であつて、設計委託が行われるものが対象）が施行されており、何らかの形でエネルギー消費性能が把握されているものと考えられますので、積極的に表示するようお願いいたします。

## 2. 問合せ先・関係情報

### ●省エネ性能表示制度に関すること

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 池田、前田

電話：03-5253-8126（内線：39474、39437）

メール：[ikedaw2uc@mlit.go.jp](mailto:ikedaw2uc@mlit.go.jp) [maedak92ta@mlit.go.jp](mailto:maedak92ta@mlit.go.jp)

省エネ性能表示制度特設サイト：<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

### ●公営住宅等及び公社住宅に関すること

国土交通省住宅総合整備課 課長補佐 松澤、係長 西川

電話：03-5253-8507（内線：39344、39346）

メール：[matsuzawam2u7@mlit.go.jp](mailto:matsuzawam2u7@mlit.go.jp) [nishikawar2up@mlit.go.jp](mailto:nishikawar2up@mlit.go.jp)

以上